

熊本市公報

第 1 4 9 9 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 毎 月 末 日

目 次

条 例

○熊本市職員定数条例の一部を改正する条例（第 51 号）	2780
○熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（第 52 号）	2781
○熊本市退隠料、遺族扶助料の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例（第 53 号）	2783
○熊本市公契約条例（第 54 号）	2786
○熊本市税条例の一部を改正する条例（第 55 号）	2789
○熊本市介護保険条例の一部を改正する条例（第 56 号）	2791
○熊本市水道条例の一部を改正する条例（第 57 号）	2792
○熊本市下水道条例の一部を改正する条例（第 58 号）	2794
○熊本市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（第 59 号）	2795
○熊本市病院事業条例の一部を改正する条例（第 60 号）	2796
○熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（第 61 号）	2797

規 則

○熊本市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第 60 号）	2798
○熊本市物品会計規則の一部を改正する規則（第 61 号）	2801
○熊本市宿泊税条例の施行期日を定める規則（第 62 号）	2802
○熊本市税条例施行規則の一部を改正する規則（第 63 号）	2803
○熊本市余熱利用施設条例施行規則の一部を改正する規則（第 64 号）	2804
○熊本市附属機関設置条例第 2 条第 2 項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部を 改正する規則（第 65 号）	2806
○熊本市児童措置費負担金徴収規則の一部を改正する規則（第 66 号）	2807
○熊本市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則（第 67 号）	2808
○市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則（第 68 号）	2809

公 告

○建築基準法第 86 条の 2 第 1 項に基づく認定の公告（第 708 号）	2812
---	------

告 示

○令和 6 年度（2 0 2 4 年度）人事行政の運営等の状況の公表（第 638 号）	2813
---	------

条 例

条 例 第 5 1 号

令和 7 年 9 月 2 5 日

熊本市職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員定数条例の一部を改正する条例

熊本市職員定数条例（昭和 2 4 年告示第 1 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号中「 9 0 人」を「 2 4 0 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 5 2 号

令和 7 年 9 月 2 5 日

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し中「割振り」を「割振り等」に改め、同条第 1 項中「割り振らない日」の次に「（第 3 項及び第 5 条第 2 項において読み替えて準用する同条第 1 項の規定によるものを除く。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 任命権者は、職員（人事委員会規則で定める職員を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第 1 項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4 週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように、第 1 項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

第 5 条中「この条」を「この項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定は、職員に第 3 条第 3 項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

第 6 条第 2 項中「職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合には、」を削る。

第 7 条の 3 第 1 項中「職員が、人事委員会規則の定めるところにより、その」を削

り、「この条、次条、第 15 条及び」を「この項及び次項、次条第 1 項及び第 2 項、第 15 条並びに」に改め、「第 15 条の 3 において同じ。）」の次に「のある職員（第 3 条第 3 項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子」を加え、同項第 1 号中「のある職員」を削り、同項第 2 号中「のある職員であって、人事委員会規則で定めるもの」を削り、同条第 2 項中「職員が、人事委員会規則の定めるところにより、その」を削り、「この条及び次条において同じ。）を養育」とあるのは、「第 15 条第 1 項に規定する要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」を「この項及び次項、次条第 1 項及び第 2 項、第 15 条並びに第 15 条の 3 において同じ。）」とあるのは「第 15 条第 1 項に規定する要介護者」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護者を介護する」に改める。

第 7 条の 5 第 1 項中「第 3 条第 2 項」の次に「若しくは第 3 項」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

条 例 第 53 号

令和 7 年 9 月 25 日

熊本市退隠料、遺族扶助料の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市退隠料、遺族扶助料の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例

熊本市退隠料、遺族扶助料の年額の改定に関する条例（平成 12 年条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「令和 6 年 4 月」を「令和 7 年 4 月」に改め、同条第 2 項中「1,027」を「1,047」に改める。

第 2 条第 1 号中「1,163,300 円」を「1,185,900 円」に改め、同条第 2 号中「872,400 円」を「889,400 円」に改め、同条第 3 号中「813,400 円」を「829,200 円」に改める。

第 3 条中「令和 6 年 4 月」を「令和 7 年 4 月」に改める。

別表を次のように改める。

別表

退隠料、遺族扶助料の年額の計算の基礎となっている給料年額	仮定給料年額
円	円
1,147,000	1,200,900
1,197,800	1,254,100
1,250,000	1,308,800
1,301,700	1,362,900
1,354,600	1,418,300
1,387,400	1,452,600

1, 420, 300
1, 457, 600
1, 510, 800
1, 556, 600
1, 599, 400
1, 651, 000
1, 703, 100
1, 759, 800
1, 817, 200
1, 888, 700
1, 933, 900
1, 992, 000
2, 048, 700
2, 161, 000
2, 191, 200
2, 277, 800
2, 392, 800
2, 520, 000
2, 584, 900
2, 646, 800
2, 735, 200
2, 787, 300
2, 938, 000
3, 012, 900
3, 090, 900
3, 241, 400
3, 393, 000
3, 432, 600
3, 557, 900
3, 735, 700

1, 487, 100
1, 526, 100
1, 581, 800
1, 629, 800
1, 674, 600
1, 728, 600
1, 783, 100
1, 842, 500
1, 902, 600
1, 977, 500
2, 024, 800
2, 085, 600
2, 145, 000
2, 262, 600
2, 294, 200
2, 384, 900
2, 505, 300
2, 638, 400
2, 706, 400
2, 771, 200
2, 863, 800
2, 918, 300
3, 076, 100
3, 154, 500
3, 236, 200
3, 393, 700
3, 552, 500
3, 593, 900
3, 725, 100
3, 911, 300

3, 9 1 1, 9 0 0	4, 0 9 5, 8 0 0
4, 0 2 0, 6 0 0	4, 2 0 9, 6 0 0
4, 1 2 6, 7 0 0	4, 3 2 0, 7 0 0
4, 3 4 2, 0 0 0	4, 5 4 6, 1 0 0
4, 5 5 2, 8 0 0	4, 7 6 6, 8 0 0
4, 5 9 4, 2 0 0	4, 8 1 0, 1 0 0
4, 7 5 8, 0 0 0	4, 9 8 1, 6 0 0
4, 9 6 4, 6 0 0	5, 1 9 7, 9 0 0
5, 1 7 0, 1 0 0	5, 4 1 3, 1 0 0
5, 3 7 4, 2 0 0	5, 6 2 6, 8 0 0
5, 5 0 3, 1 0 0	5, 7 6 1, 7 0 0
5, 6 4 0, 4 0 0	5, 9 0 5, 5 0 0
5, 9 0 4, 9 0 0	6, 1 8 2, 4 0 0

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の熊本市退隠料、遺族扶助料の年額の改定に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日（同項において「適用日」という。）から適用する。
- 2 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、熊本市退隠料退職給与金死亡給与金遺族扶助料条例（大正14年告示第25号）及びこの条例による改正前の熊本市退隠料、遺族扶助料の年額の改定に関する条例の規定に基づいて支給された退隠料又は遺族扶助料は、改正後の条例の規定による退隠料又は遺族扶助料の内払とみなす。

条 例 第 54 号

令和 7 年 9 月 25 日

熊本市公契約条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市公契約条例

(目的)

第 1 条 この条例は、公契約の基本理念を定め、市及び事業者等の責務を明らかにするとともに、公契約に関する基本的な事項を定めることにより、市民に提供されるサービスの質の向上、適正な労働環境の整備及び事業者等の社会的評価の向上を図り、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 市が締結する売買、賃借、請負その他の契約で、市がその目的たる給付に対して対価の支払をすべきものをいう。
- (2) 事業者 市と公契約を締結し、又は締結しようとする者をいう。
- (3) 下請負者等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者を事業者又はアに掲げる者が行う公契約に係る業務に従事させる者

- (4) 事業者等 事業者及び下請負者等をいう。
- (5) 労働者 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 9 条に規定する労働者であって、事業者等に雇用され、公契約に係る業務に従事する者をいう。

(基本理念)

第 3 条 公契約は、次に掲げる基本理念に基づき行われるものとする。

- (1) 公契約の適正な履行を確保すること。
- (2) 公契約の公正性、競争性及び透明性を確保すること。
- (3) 市内に本社又は本店を有する事業者等の振興に資すること。
- (4) 公契約を通じた社会的課題の解決に資する取組を推進すること。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、この条例の目的を達成するために必要な取組を推進しなければならない。

2 市は、公契約に係る業務に携わる事業者等及び労働者に対し、この条例の目的及び基本理念を周知するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第 5 条 事業者等は、基本理念にのっとり、公契約に関わる者としての社会的な責任を有していることを踏まえ、公契約について、法令を遵守するとともに、それを適正に履行しなければならない。

2 事業者等は、基本理念にのっとり、当該事業者等が雇用し、又は派遣する労働者の適正な労働環境の整備に関する法令を遵守するとともに、当該労働環境の整備のために必要な取組を推進するよう努めなければならない。

(相互の協力等)

第 6 条 市及び事業者等は、この条例の目的を達成するため、相互に協力し、情報共有、意見交換その他の必要な取組を推進するよう努めるものとする。

(取組方針)

第 7 条 市は、基本理念を踏まえた公契約の締結及びその履行を確保するための取組方針を定めるものとする。

2 前項の取組方針には、基本理念を踏まえた公契約に係る取組を総合的かつ効果的に推進するための必要な事項を定めるものとする。

(適正な労働環境の整備等に関する誓約等)

第 8 条 事業者は、別に定めるところにより、市長等（市長及び公営企業管理者をいう。次条において同じ。）に対し、当該事業者が雇用する労働者の適正な労働環境の整備及び下請負者等と締結する契約の適正化に関する事項について誓約するとともに、当該誓約の内容を当該労働者に通知しなければならない。

(適正な予定価格等の算出)

第 9 条 市長等は、公契約の適正な履行及び労働者の適正な賃金を確保するため、合理的な積算を基礎として、予定価格等を算出するものとする。

(指定管理者制度における取扱い)

第 10 条 市は、公の施設の管理を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者に行わせるときは、この条例の趣旨を踏まえ、公契約に準じた取扱いを行うものとする。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 55 号

令和 7 年 9 月 25 日

熊本市税条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市税条例の一部を改正する条例

熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）の一部を次のように改正する。

第 68 条第 1 項第 1 号中「又は精神に」を「、精神に」に改め、「精神障害者」という。）の次に「又は身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）と生計を一にする者」を加え、「身体障害者で年齢 18 歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）を「原動機付自転車であつて、乗車定員が 1 人を超えないものについては、身体障害者等が所有するもの又は身体障害者等で年齢 18 歳未満のものと生計を一にする者が所有するもの（当該身体障害者等が運転するものに限る。）に限る。）で、当該身体障害者等、当該身体障害者等」に改め、同条第 2 項中「及び道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 92 条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第 95 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）」を削り、同項第 2 号中「年齢」を「生年月日」に改め、同項第 5 号を削り、同項第 6 号中「、主たる定置場、種別、用途及び使用目的」を削り、同号を同項第 5 号とし、同条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とする。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本市税条例第 6 8 条の規定は、令和 8 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 7 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

条 例 第 56 号

令和 7 年 9 月 25 日

熊本市介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市介護保険条例の一部を改正する条例

熊本市介護保険条例（平成 12 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日又は地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本市介護保険条例第 9 条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

条 例 第 57 号

令和 7 年 9 月 25 日

熊本市水道条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市水道条例の一部を改正する条例

熊本市水道条例（昭和 33 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「上下水道事業管理者（」の次に「第 11 条第 1 項を除き、」を加える。

第 11 条第 1 項中「管理者」を「上下水道事業管理者」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、上下水道事業管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 7 条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下同じ。）又は他の市町村長が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第 11 条第 2 項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等（指定給水装置工事事業者又は前項ただし書の規定により管理者が他の市町村長若しくは他の市町村長が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めた場合における当該他の市町村長若しくは当該他の市町村長が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者をいう。以下同じ。）」に改め、同条第 3 項及び第 5 項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改める。

第 13 条第 2 項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改める。

第 19 条の 2 第 1 項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者（第 11 条第 1 項ただし書の規定により管理者が他の市町村長又は他の市町村長が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めた場合にあっては、指定給水装置工事事業者等）」に改める。

第 3 6 条の 2 第 2 項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 第 58 号

令和 7 年 9 月 25 日

熊本市下水道条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市下水道条例の一部を改正する条例

熊本市下水道条例（昭和 46 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「上下水道事業管理者（」の次に「第 7 条第 1 項を除き、」を加える。

第 7 条第 1 項中「、管理者が指定する」を「、次の各号に掲げる工事を除き、上下水道事業管理者が指定する」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の 2 号を加える。

- (1) 上下水道事業管理者が特に認めた軽微な工事
- (2) 災害その他非常の場合において、上下水道事業管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 7 条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下この項及び次項において同じ。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事

第 7 条第 2 項中「指定工事店」を「指定工事店及び前項第 2 号の規定により管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めた場合における当該他の市町村長の指定を受けた者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 第 5 9 号

令和 7 年 9 月 2 5 日

熊本市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市交通事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年条例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「5 5 両」を「6 5 両」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 1 月 1 日から施行する。

条 例 第 6 0 号

令和 7 年 9 月 2 5 日

熊本市病院事業条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市病院事業条例の一部を改正する条例

熊本市病院事業条例（平成 2 0 年条例第 1 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 項の表中「1 3, 2 0 0 円」を「1 6, 5 0 0 円」に、「1 2, 0 0 0 円」を「1 5, 0 0 0 円」に、「1 1, 0 0 0 円」を「1 4, 3 0 0 円」に、「1 0, 0 0 0 円」を「1 3, 0 0 0 円」に、「6, 6 0 0 円」を「7, 7 0 0 円」に、「6, 0 0 0 円」を「7, 0 0 0 円」に、「5, 5 0 0 円」を「6, 6 0 0 円」に、「5, 0 0 0 円」を「6, 0 0 0 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に利用の申込みがなされた熊本市立熊本市民病院の特別室の使用料の額については、この条例による改正後の熊本市病院事業条例第 4 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

条 例 第 6 1 号

令和 7 年 9 月 2 5 日

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 2 年条例第 9 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 4 号中「土木工学。次号」を「土木工学。同号」に改める。

第 1 0 条第 3 項及び第 1 6 条第 4 項中「及び」を「又は」に改める。

別表第 1 の 2 の項中「燃やすごみ」の次に「又は埋立ごみ」を加え、同表中 3 の項を削り、4 の項を 3 の項とし、5 の項を 4 の項とし、6 の項を 5 の項とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条の 3 の改正規定は、公布の日から施行する。

規 則

規 則 第 6 0 号

令和 7 年 9 月 1 9 日

熊本市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（平成 1 7 年規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条（見出しを含む。）中「規則等」を「規則」に改め、同条の表中

「

住民基本台帳法(昭和 4 2 年法律第 8 1 号)第 1 2 条第 1 項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書

」

を

「

1 住民基本台帳法(昭和 4 2 年法律第 8 1 号)第 1 2 条第 1 項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書

」

に改め、「次の」の次に「各号の」を加え、同表に次のように加える。

2 不動産登記法(平成16年法律第123号)第119条第1項に規定する登記事項証明書	次の各号のいずれかに掲げる措置 (1) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の市長等への提供 ア 土地にあつては、当該土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該土地の地番 イ 建物にあつては、当該建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番並びに当該建物の家屋番号 ウ 不動産登記令(平成16年政令第379号)第6条第1項に規定する不動産識別事項 (2) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、市長等に電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成11年法律第226号)第2条第1項に規定する登記情報の送信を同法第3条第2項に規定する指定法人から受けさせるために必要なものとして当該指定法人から取得した符号その他の情報の当該市長等への提供
3 商業登記法第10条第1項(他の法令において準用する場合を含む。)に規定する登記事項証明書	次の各号のいずれかに掲げる措置 (1) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の市長等への提供 ア 商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地 イ 行政手続における特定の個人を識別す

	るための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 16 項に規 定する法人番号 ウ 商業登記法第 7 条(他の法令において準 用する場合を含む。)に規定する会社法人 等番号 (2) 2 の項右欄第 2 号に掲げる措置 (3) 電子情報処理組織を使用する方法により 行う、商業登記法第 12 条の 2 第 1 項及び第 3 項(これらの規定を他の法令において準用 する場合を含む。)の規定による証明及び当 該証明により確認される電子署名が行われ た情報の市長等への提供
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 第 6 1 号

令和 7 年 9 月 1 9 日

熊本市物品会計規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市物品会計規則の一部を改正する規則

熊本市物品会計規則（昭和 4 0 年規則第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 7 号イ中「金峰山少年自然の家及び」を削る。

第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号ア中「2 万円」を「5 万円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の熊本市物品会計規則第 3 条の規定は、この規則の施行の日以後取得する物品の分類整理について適用し、同日前に取得した物品の分類整理については、なお従前の例による。

規 則 第 6 2 号

令和 7 年 9 月 1 9 日

熊本市宿泊税条例の施行期日を定める規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市宿泊税条例の施行期日を定める規則

熊本市宿泊税条例（令和 7 年条例第 5 0 号）の施行期日は、令和 8 年 7 月 1 日とする。

規 則 第 63 号

令和 7 年 9 月 25 日

熊本市税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市税条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市税条例施行規則（昭和 43 年規則第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 1 項ただし書を削り、同項第 1 号の表中「1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2」を「1 級及び 2 級」に改め、「（1 上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）」を削り、同条第 3 項中「一の身体障害者等」の次に「又はその者と生計を一にする者」を加え、「（当該身体障害者等（身体障害者にあつては、年齢 18 歳未満の者に限る。）と生計を一にする者（以下この項において「同一生計者」という。）が所有する普通自動車を含む。）」及び「（同一生計者が所有する軽自動車等を含む。）」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の熊本市税条例施行規則第 7 条の 2 の規定は、令和 8 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 7 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

規 則 第 6 4 号

令和 7 年 9 月 2 5 日

熊本市余熱利用施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市余熱利用施設条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市余熱利用施設条例施行規則（平成 1 7 年規則第 8 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 4 前 3 項の規定にかかわらず、インターネット又は街頭端末機を利用する方法（以下「公共施設予約システム」という。）による第 1 項に規定する使用の申請及びその許可については、別に定める。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 4 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、公共施設予約システムによる使用の許可に係る中止の届出及び変更の申請については、別に定める。

第 6 条第 2 項中「第 1 6 条に規定する熊本県・市町村公共施設予約システムを使用して東部交流センターの施設等の」を「公共施設予約システムによる」に改める。

第 1 6 条中「熊本県・市町村公共施設予約システム（熊本市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成 1 6 年条例第 5 4 号）第 3 条第 1 項又は第 4 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して市の施設の使用に係る申請等又は処分通知等を行うシステムをいう。）」を「熊本市公共施設予約システム」に改める。

第 1 8 条第 1 項中「書類」の次に「（第 1 5 条に規定するものを除く。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、余熱利用施設の管理を指定管理者に行わせる場合において指定管理者に提出し、又は指定管理者が交付する書類に記載すべき事項及びその様式は、指定管理者が市長の承認を得て別に定めるところによる。

別表第 1 中音響機器類の項を次のように改める。

音 響 機 器 類	音響ポータブルセット	1 セット	1, 0 0 0 円
	ダイナミックマイク	1 本	5 0 0 円
	ハンド型ワイヤレスマイク	1 本	1, 0 0 0 円
	ツーピース型ワイヤレスマイク	1 本	1, 0 0 0 円
	D V D ・ ブルーレイディスクプ レーヤー	1 台	1, 0 0 0 円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 6 5 号

令和 7 年 9 月 3 0 日

熊本市附属機関設置条例第 2 条第 2 項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市附属機関設置条例第 2 条第 2 項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部を改正する規則

熊本市附属機関設置条例第 2 条第 2 項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則（平成 2 9 年規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

令和 7 年 8 月 1 0 日 からの大雨時における水防本部・災害警戒本部の体制及び活動に関する検証委員会	令和 7 年 8 月 1 0 日からの大雨時における水防本部・災害警戒本部の体制及び活動について検証を行い、必要な事項を審議する。	令和 7 年 1 0 月 1 日 から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
令和 7 年 8 月 1 0 日 からの大雨時における排水機場等の稼働状況等に関する検証委員会	令和 7 年 8 月 1 0 日からの大雨時における排水機場等の稼働状況その他浸水に係る要因等について検証を行い、必要な事項を審議する。	令和 7 年 1 0 月 1 日 から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 第 66 号

令和 7 年 9 月 30 日

熊本市児童措置費負担金徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市児童措置費負担金徴収規則の一部を改正する規則

熊本市児童措置費負担金徴収規則（平成 22 年規則第 75 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考第 5 項第 3 号中「第 5 条第 5 項、第 6 項」を「第 5 条第 6 項、第 7 項」に、「第 13 項及び第 14 項」を「第 14 項及び第 15 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 備考第 5 項第 3 号の改正規定（「第 5 条第 5 項、第 6 項」を「第 5 条第 6 項、第 7 項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

規 則 第 67 号

令和 7 年 9 月 30 日

熊本市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市環境影響評価条例施行規則（令和 7 年規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 88 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項を第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

次の表の左欄に掲げる送付は、それぞれ同表の右欄に掲げる書類により行うものとする。

条例第 7 条の規定による送付	配慮書送付書
条例第 14 条の規定による送付	方法書送付書
条例第 18 条の規定による送付	方法書意見概要送付書
条例第 23 条の規定による送付	準備書送付書
条例第 27 条の規定による送付	準備書意見概要等送付書
条例第 31 条の規定による送付	評価書送付書
条例第 44 条第 1 項の規定による送付	事後調査報告書送付書

附 則

この規則は、熊本市環境影響評価条例（令和 7 年条例第 22 号）の施行の日から施行する。

規 則 第 68 号

令和 7 年 10 月 2 日

市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

市税に関する文書の様式を定める規則（平成 6 年規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

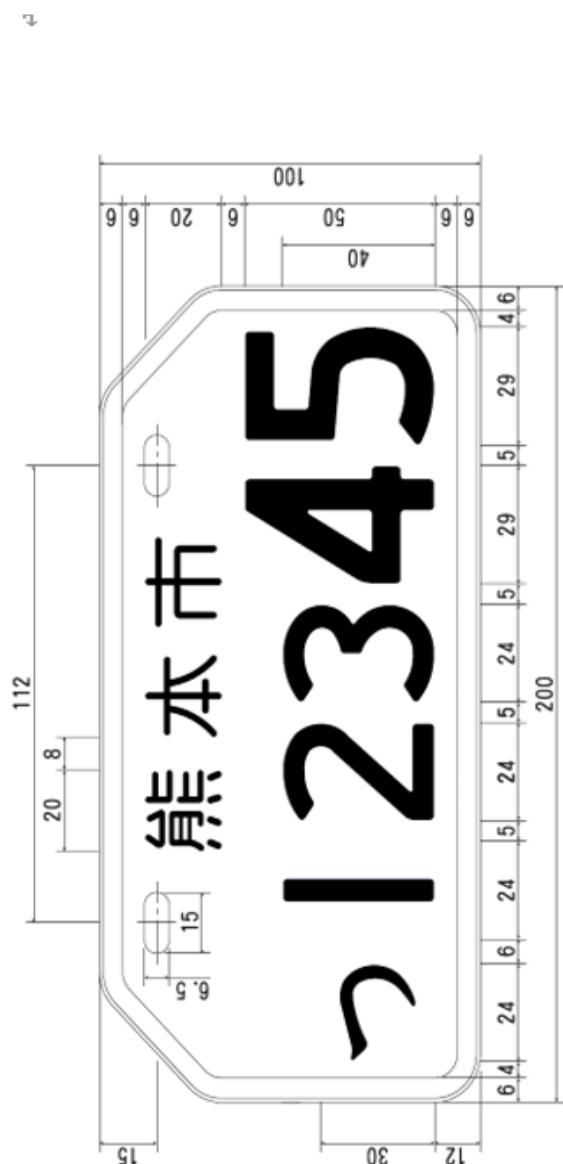
第 1 条中「という。）」の次に「及び熊本市宿泊税条例（令和 7 年条例第 50 号）」を加える。

別表様式第 1 号の項中「及び第 701 条の 35」を「、第 701 条の 35 及び第 733 条の 4」に改める。

様式第 62 号を次のように改める。

↓ 呼吸器第2号

原動機付自転車(二輪)の
無税標識
無税外標識
のひな型



1 〔備考〕 標識は、図示の例により、上段に「熊本市」を、下段にひらがな文字(500cc以下)の又は125cc以下かつ最高出力が4.0kW以下のもの(以下「500cc相当原付」という。)については、あ・い・う・え、た・ち・つ・と、は・ひ・ふ・ほ、ま・み・む・め、も、ら・り・る・れ、ろ、わのみを使用し、500cc超900cc以下のもの(500cc相当原付を除く。)については、か・き・く・け、こ、な・に・ぬ・ね、の、や・ゆ・よのみを使用し、900cc超のもの(500cc相当原付を除く。)については、さ・す・せ・そのみを使用する。及び5桁の数字を表示する。ただし、上位の桁の数字が有効数字でない場合は、直径10ミリメートルの点で表示する。

2 数字は、算用数字とする。

3 標識はメタタリ型又はこれに代わるものとし、文字及び数字は呼出しとする。

4 標識の地の塗色は、50cc以下のもの又は50cc相当原付については白色、50cc超90cc以下のもの（50cc相当原付を除く。）については薄黄色、90cc超のもの（50cc相当原付を除く。）については薄緑色とする。

5 標識の文字、点及び数字の塗色は、濃紺色とする。

6 寸法の単位は、ミリメートルとする。→

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定及び別表の改正規定は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の様式第 6 2 号は、この規則の施行の日以後に交付(再交付を含む。)を受ける原動機付自転車(二輪)の課税標識及び課税外標識について適用する。
- 3 この規則の施行の際現に交付を受けているこの規則による改正前の様式第 6 2 号に基づく課税標識又は課税外標識は、この規則による改正後の様式第 6 2 号に基づく課税標識又は課税外標識とみなす。

公 告

公 告 第 7 0 8 号

令和 7 年 9 月 1 9 日

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 8 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記の一団地を認定しましたので、同法第 8 6 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一史

- | | |
|--------------|---|
| 1 申請人 | 住 所 熊本市東区東町 1 丁目 1 番 1 1 号
氏 名 熊本防衛支局長 宮川 真一郎 |
| 2 認定区域 | 熊本市東区東町 3 丁目 3 番 1 |
| 3 一団地認定年月日番号 | 令和 7 年（2 0 2 5 年）9 月 1 2 日
指令（建指）第 8 6 の 2 ー 1 号 |
| 4 認定内容 | 認定内容関係書類は、次の場所で一般の縦覧に供する |
| 5 縦覧場所 | 熊本市都市建設局都市政策部建築指導課
(熊本市中央区手取本町 1 番 1 号) |

告 示

告 示 第 6 3 8 号

令和 7 年 1 0 月 1 5 日

熊本市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 1 7 年熊本市条例第 1 号)
第 6 条の規定に基づき、令和 6 年度 (2 0 2 4 年度) 人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

熊本市長 大 西 一 史

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況

令和6年度（2024年度）に新たに採用された一般職の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員（フルタイム）を除く。）を除く。）及び再任用された職員の状況は、次のとおりである。

【新規採用】

（単位：人）

区 分	常勤職員	任期付職員	会計年度任用職員（フルタイム）	合 計
一般行政職	271	11	3	285
教 育 職	306	7	0	313
企 業 職	63	1	26	90
合 計	640	19	29	688

【再任用】

（単位：人）

区 分	フルタイム	短時間	合 計
一般行政職	3	31	34
教 育 職	1	25	26
企 業 職	0	0	0
業務職	0	1	1
合 計	4	57	61

（注） 一般行政職、教育職、企業職、技能労務職の区分は次のとおり。

- ① 一般行政職：②～④以外の職員
- ② 教 育 職：教育職員給料表が適用される職員
- ③ 企 業 職：上下水道局、病院局、交通局で採用した職員
- ④ 技能労務職：業務職給料表が適用される職員

(2) 職員の退職状況

令和6年度（2024年度）に離職した一般職の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員（フルタイム）を除く。）を除く。）の状況は、次のとおりである。

(単位：人)

区 分	定年退職	早期退職	任期満了	その他	合 計
一般行政職	74	23	108	97	302
教 育 職	106	0	50	121	277
企 業 職	9	14	22	48	93
業 務 職	23	3	22	17	65
合 計	212	40	202	283	737

(注) 一般行政職、教育職、企業職、技能労務職の区分は次のとおり。

- ① 一般行政職：②～④以外の職員
- ② 教 育 職：教育職員給料表が適用される職員
- ③ 企 業 職：上下水道局、病院局、交通局で退職した職員
- ④ 技能労務職：業務職給料表が適用される職員

(3) 職員の昇任及び降任の状況

(単位：人)

区 分	昇 任					降任
	主査級	主幹級	課長級	部長級	局長級	
一般行政職	112	123	62	51	9	32
企 業 職	25	10	8	5	0	2
業 務 職	13	0	0	0	0	0
合 計	150	133	70	56	9	34

(単位：人)

区 分	昇 任		降任
	園長・教頭	校長	
教 育 職	35	31	17

(注) 一般行政職、教育職、企業職、技能労務職の区分は次のとおり。

- ① 一般行政職：②～④以外の職員
- ② 教 育 職：教育職員給料表が適用される職員
- ③ 企 業 職：上下水道局、病院局、交通局で昇任、降任した職員
- ④ 技能労務職：業務職給料表が適用される職員

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年度 4 月 1 日現在）

部門		職員数(人)		増減数 (人)	主な増減理由
		令 5	令 6		
福祉 関係 を除く 一般 行政	議会	27	30	3	
	総務	773	806	33	庁舎整備、デジタル市役所の実現に向けた体制強化等
	税務	208	210	2	
	労働	3	3	0	
	農水	175	176	1	
	商工	183	195	12	雇用対策のための体制強化等
	土木	644	658	14	市電延伸に向けた体制強化等
	小計	2,013	2,078	65	
福祉 関係	民生	874	945	71	児童相談所及び生活保護部門の体制強化等
	衛生	664	601	▲ 63	新型コロナウイルス対応業務縮小等
	小計	1,538	1,546	8	
一般行政計		3,551	3,624	73	
特別 行政	教育	4,710	4,826	116	児童生徒の増に伴う異動等
	警察			0	
	消防	798	807	9	
	小計	5,508	5,633	125	
公営 企業 等	病院	743	794	51	看護師の体制強化
	水道	205	205	0	
	下水道	145	145	0	
	交通	78	76	▲ 2	
	その他	167	176	9	
	小計	1,338	1,396	58	
総合計		10,397	10,653	256	

※各年度 4 月 1 日現在の職員数

※職員数は非常勤職員を除く

2 職員の人事評価の状況（令和 6 年度（2024 年度））

(1) 一般職（教職員を除く）

評価の対象	一般職（教職員を除く）
評価者	一次評価者 二次評価（最終評価）者
評価対象期間	能力評価：令和 5 年（2023 年）10 月 1 日 ～ 令和 6 年（2024 年）9 月 30 日 業績評価：令和 6 年（2024 年）4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年）3 月 31 日
評価方法	能力評価：評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において 発揮された職員の能力を 5 段階で評価 業績評価：職員があらかじめ設定した業務目標の達成度、その他設定目標 以外の取組により、その業務上の業績を 5 段階で評価
評価結果の 活用方法	職員の能力開発、人材育成、任用・給与・分限その他の人事管理の基礎として活用

(2) 教職員

評価の対象	教職員（業務職などの一部の職員を除く。）
評価者	一次評価者 二次評価（最終評価）者
評価対象期間	能力評価：令和 5 年（2023 年）10 月 1 日 ～ 令和 6 年（2024 年）9 月 30 日 業績評価：令和 6 年（2024 年）4 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年）3 月 31 日
評価方法	能力評価：職務遂行に当たり実際に発揮した能力について、職務上取った行動を基に評価を 行う。評価基準、評価項目及び行動内容に照らし、5 段階で評価する。 業績評価：校長・園長が立てた学校・園教育目標を基本的な方向として、教職員が具体的目 標等を決め、目標を達成するためのプロセスや、評価基準日にどの程度達成でき たか、貢献できたかを判断し評価を行う。目標以外の業務への取組状況等も踏ま え、5 段階で評価する。
評価結果の 活用方法	人材育成、教職員の資質向上、任用・給与・分限その他の人事管理の基礎として活用

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年度末)	歳 出 総 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
R6年度	人 729,138	千円 421,832,522	千円 6,839,466	千円 88,868,916	% 21.0	% 20.1

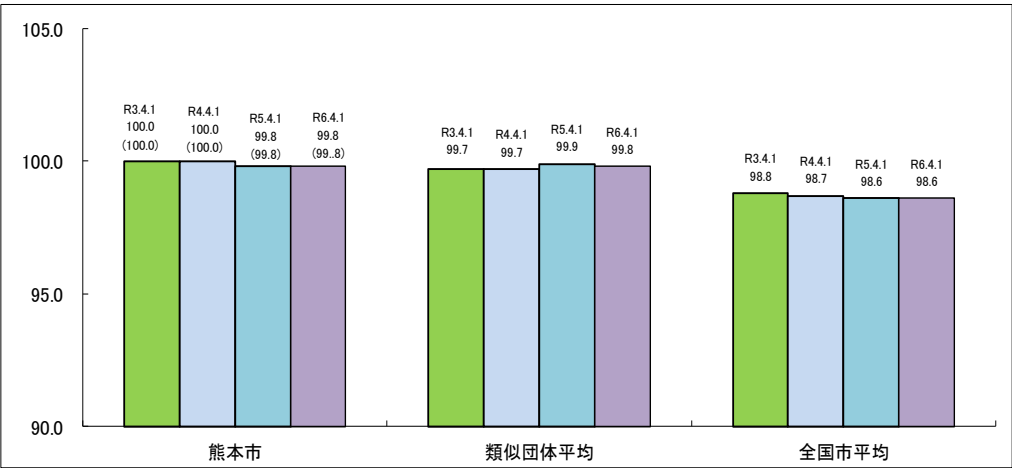
(注) 人口は令和7年3月31日の人口です。人件費には、市長、副市長、市議会議員その他特別職に支給する給料、報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
R6年度	人 9,257	千円 38,696,200	千円 5,928,116	千円 15,463,809	千円 60,088,125	千円 6,491

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数です。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給割合）/（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- ※令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み
-
- 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

(4) 給与改定の状況

①月例給							(参考) 国 の 改 定 率
区 分	人事委員会の勧告				給 与 改 定 率		
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧 告 (改定率)			
R6年度	円	円	9,836 円	%	%	%	
	364,178	354,342	2.78 %	2.78	2.78	2.76	

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給（期末・勤勉手当）						(参考)
区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	
	民間の支給 割合	公務員の 支給月数	較差 A-B	勧 告 (改定月数)		
R6年度	月	月	月	月	月	月
	4.60	4.50	0.10	0.10	4.60	4.6

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

[☒ 実施 ☐ 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

【給料表の改定実施時期】平成28年4月1日

【内容】一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%（最大4.6%）引下げ。激変緩和のため、3年間の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職との均衡を踏まえて見直しを実施。

（ただし医療職員は国、教育職員は県に準拠）

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び本市の支給割合）

	各年度の支給割合										
	平成 26年度	平成27年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
		4月1日 時点	遷及改定後								
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
熊本市の支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

- ・55歳昇給停止（2年間の経過措置有）
- ・昇格対応表見直し（昇格時給料抑制）
- ・地域手当引上げ（国準拠）（東京事務所等職員及び医療職員）
- ・退職手当支給水準調整（国準拠）
- ・管理職手当引上げ（平成31年3月31日まで3%減額）
- ・期末勤勉手当の管理職加算新設（5年間の経過措置有）
- ・単身赴任手当引上げ（国準拠）
- ・人事評価結果の給与への反映
- ・月額特殊勤務手当の日額化

(6) 特記事項

(7) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
熊本市	41.7 歳	320,300 円	397,073 円	346,245 円
熊本県	43.1 歳	326,884 円	398,464 円	352,360 円
国	42.1 歳	323,823 円	— 円	405,378 円
類似団体	41.9 歳	322,777 円	435,054 円	383,177 円

※国ベースの平均給与月額は、平均給料に基本となる手当を加算したものであり、時間外勤務手当等、毎月変動する手当を除いたものです。

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
熊本市	55.8 歳	358 人	346,700 円	387,268 円	358,215 円
清掃職員	55.1 歳	121 人	359,900 円	421,059 円	375,769 円
学校給食員	54.7 歳	54 人	328,800 円	343,115 円	338,022 円
守衛	56.1 歳	12 人	360,300 円	497,016 円	373,025 円
用務員	57.2 歳	80 人	326,500 円	340,807 円	335,317 円
自動車運転手	55.7 歳	35 人	363,500 円	388,712 円	374,883 円
その他	55.9 歳	56 人	350,800 円	398,902 円	358,775 円
熊本県	56.0 歳	162 人	321,885 円	356,697 円	334,835 円
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	－ 円	330,553 円
類似団体	51.8 歳	883 人	310,861 円	390,058 円	362,447 円

区 分	民 間			参 考
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
清掃職員	廃棄物処理業	47.7 歳	314,900 円	1.34
学校給食員	飲食物調理従事者	45.6 歳	225,600 円	1.52
守衛	警備員	57.9 歳	208,800 円	2.38
用務員	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	49.1 歳	244,800 円	1.39
自動車運転手	乗用自動車運転者 クレーン運転者を除く	58.2 歳	202,000 円	1.92
その他	－	－	－	－

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
熊本市	－	－	－
清掃職員	6,890,808 円	4,376,300 円	1.6
学校給食員	5,752,380 円	3,012,200 円	1.9
守衛	7,738,192 円	2,604,300 円	3.0
用務員	5,565,184 円	3,297,300 円	1.7
自動車運転手	6,507,144 円	2,561,700 円	2.5
その他	6,530,224 円	－ 円	－

※ 民間従業員のデータは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」を基に総務省が調整し、情報提供されたデータを使用しています。
(令和3～令和5年の3ヵ年平均)

※ 民間従業員データの基礎となる労働者は、①期間を定めずに雇われている労働者、②1ヶ月を超える期間を定めて雇われている労働者、③日々又は1ヶ月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月に、それぞれ18日以上雇用された労働者のいずれかに該当する労働者（短時間労働者を除く。）をいいますが、本市データの基礎となる職員は民間労働者の①に該当する職員のみであり、②又は③に該当する職員（パート、アルバイト職員）はデータの基礎から除かれている点で（C）と（D）とはデータの基礎が異なります。

※ 「職務区分」と「対応する民間の類似職種」は、年齢、経験年数、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③教育職（高等（特別支援・専修・各種）学校教育職）

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本市	45.9 歳	384,000 円	421,303 円
熊本県	46.0 歳	386,206 円	432,129 円
類似団体	43.1 歳	361,573 円	439,388 円

④教育職（小・中学校（幼稚園）教育職）

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本市	43.5 歳	354,800 円	386,563 円
熊本県	44.5 歳	364,829 円	402,966 円
類似団体	40.3 歳	346,574 円	416,577 円

⑤教育職（その他の教育職）

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本市	51.8 歳	372,200 円	476,943 円
熊本県	— 歳	— 円	— 円
類似団体	— 歳	— 円	— 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

(8) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		熊 本 市	熊 本 県	国
一般行政職	大 学 卒	204,500 円	202,400 円	196,200 円
	高 校 卒	171,300 円	170,900 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	173,700 円	— 円
	中 学 卒	— 円	156,700 円	— 円
教 育 職	大 学 卒	226,100 円	226,100 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円
消 防 職	大 学 卒	212,500 円	— 円	— 円
	高 校 卒	181,400 円	— 円	— 円

(9) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	272,983 円	364,350 円	392,897 円	410,641 円
	高 校 卒	249,013 円	314,050 円	354,256 円	367,897 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	316,133 円	359,775 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
教 育 職	大 学 卒	303,813 円	372,948 円	397,654 円	411,515 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
消 防 職	大 学 卒	290,186 円	364,217 円	394,617 円	379,475 円
	高 校 卒	244,887 円	333,421 円	354,092 円	378,529 円

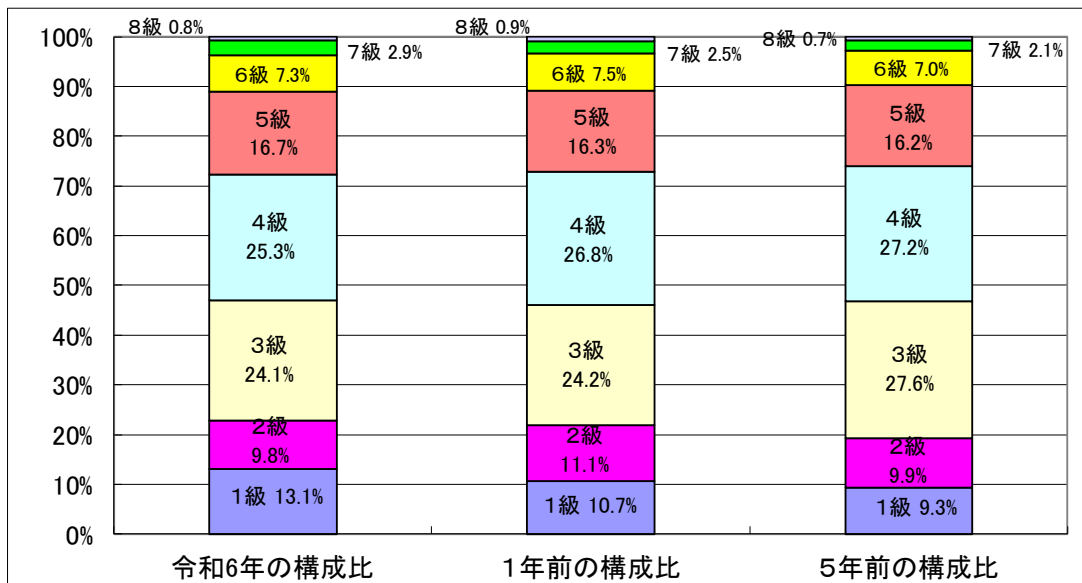
(注) 経験年数とは、学校卒業後すぐに採用された場合は、採用後の年数をいいます。

(10) 一般行政職の級別職員数及び給料表（令和6年4月1日現在）

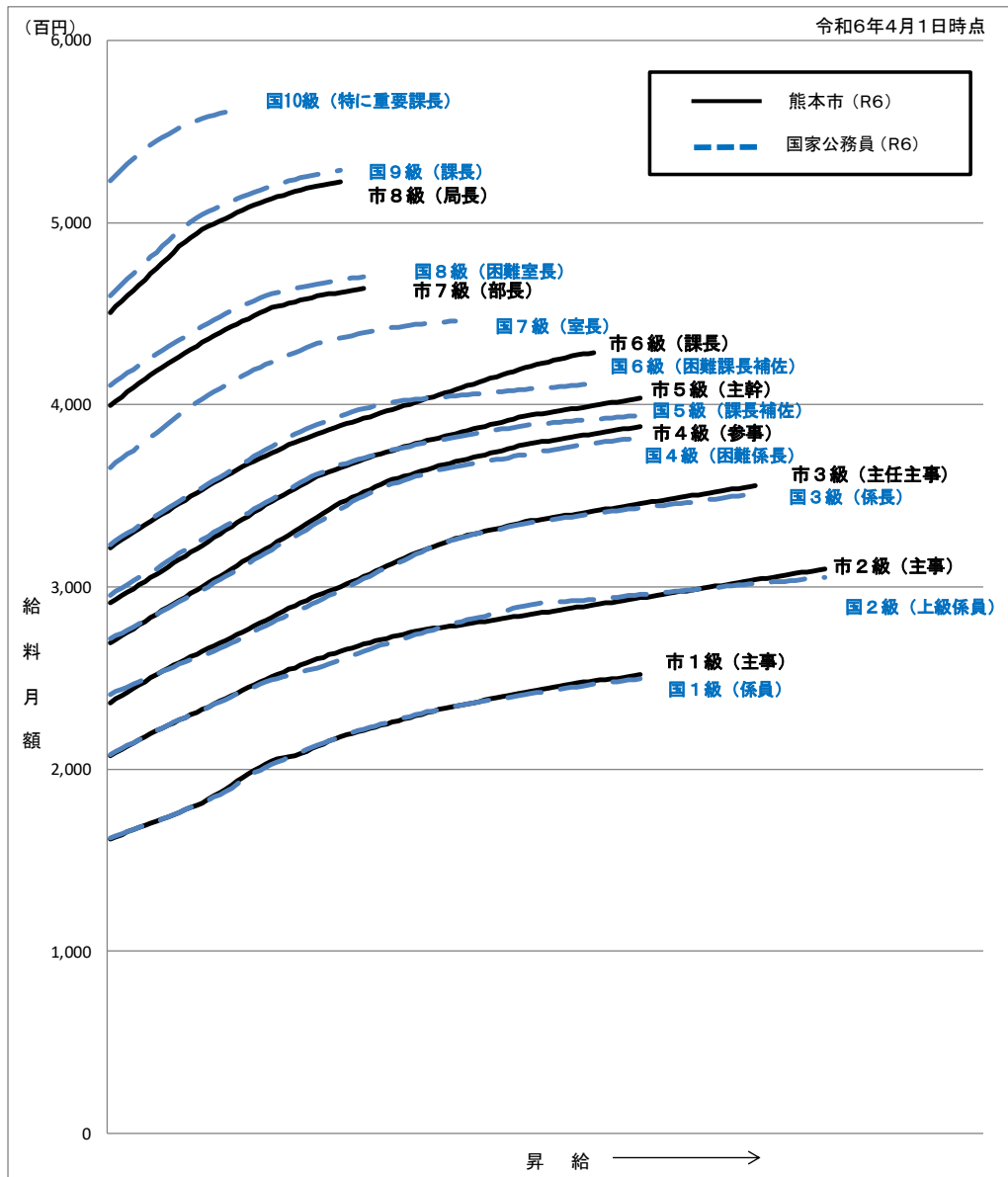
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	定型的な業務を行う主事及び技師の職務	人 415	% 13.1	円 161,700	円 251,700
2 級	相当の知識、技術又は経験を必要とする業務を行う主事及び技師の職務	人 311	% 9.8	円 207,500	円 309,800
3 級	主任主事及び主任技師の職務	人 765	% 24.1	円 236,500	円 355,600
4 級	主査の職務	人 804	% 25.3	円 269,100	円 388,100
5 級	主幹の職務	人 531	% 16.7	円 291,300	円 403,600
6 級	課長の職務	人 231	% 7.3	円 321,600	円 428,700
7 級	部長の職務	人 91	% 2.9	円 399,700	円 463,700
8 級	局長の職務	人 25	% 0.8	円 450,800	円 522,300

(注) 1 熊本市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(11) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(12) 昇給への人事評価の反映状況

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(13) 期末手当・勤勉手当

熊本市	国
1人当たり平均支給額(R6年度) 1,665 千円	—
(R6年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 (1.4) 月分 勤勉手当 2.1 月分 (1.0) 月分	(R6年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 (1.4) 月分 勤勉手当 2.1 月分 (1.0) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 5～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(熊本市)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(14) 退職手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

熊 本 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.67 月分	24.59 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.04 月分	33.27 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.76 月分	47.71 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.71 月分	47.71 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)	
(退職時特別昇給)	無				
1人当たり平均支給額	2,419 千円	21,057 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(15) 地域手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績 (R6年度決算)			29,707 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (R6年度決算)			846,765 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度 (支給割合)
東京都特別区	20 %	22 人	20 %
立川市	12 %	1 人	12 %
国分寺市	16 %	1 人	16 %
調布市	16 %	1 人	16 %
大津市	10 %	1 人	10 %
医師(歯科医師含む)	16 %	10 人	16.0 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			99.8 (99.8)

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(16) 特殊勤務手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績（R6年度決算）			353,610 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（R6年度）			112,008 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（R6年度）			33.1 %	
手当の種類（手当数）			17種（43手当）	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (R6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
放射線取扱手当	放射線技師、看護師	放射線を人体に照射する作業に直接従事したとき。	1,840円	日額 230円
防疫等作業手当	職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項若しくは第3項に定める感染症又は人事委員会がこれらに相当すると認める感染症の患者を入院させる作業に直接従事したとき。	0円	日額 250円
同上	職員	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に定める家畜伝染病（口蹄(てい)疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザその他人事委員会の定める家畜伝染病に限る。次号において単に「家畜伝染病」という。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事したとき。	0円	日額 380円（著しく危険であると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）

同上	職員	家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業（前号の作業を除く。）で人事委員会が定めるものに従事したとき。	0円	日額 290円
特別作業手当	職員	行旅死亡人の収容作業、身元確認作業若しくは火葬等の立会作業又は行旅病人の収容作業、身元確認作業等に直接従事したとき。	1,320円	1回につき 660円
同上	職員	人事委員会の指定する有害農薬による病虫害防除作業に直接従事したとき。	1,000円	日額 200円
同上	動植物園に勤務する職員	飼育作業に直接従事したとき。	2,505,750円	日額 500円
同上	精神保健指定医である職員又は精神保健福祉室に勤務する職員	精神保健指定医である職員が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づき診察したとき、又は精神保健福祉室に勤務する職員が同法に基づき精神保健指定医の診察への立会い業務若しくは移送業務に直接従事したとき。	37,410円	日額 290円
同上	区役所保健子ども課又はこころの健康センター若しくは保健所に勤務する職員	在宅の結核患者又は精神疾患を有する者等の訪問指導に直接従事したとき。	74,980円	日額 230円
同上	職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所等で工事等の検査、調査、指導若しくは監督等の業務又は構造物等の点検若しくは補修作業に直接従事したとき。	0円	日額 200円
同上	職員	豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある状況下において屋外での災害応急作業、巡回監視又は災害状況調査等に直接従事したとき。	337,375円	日額 500円 (夜間 750円)
同上	職員	土地の取得等に係る交渉の業務に直接従事したとき。	146,200円	日額 400円
同上	土木センターに勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持補修作業に直接従事したとき。	2,356,950円	日額 300円
動物愛護センター業務手当	動物愛護センターに勤務する職員	野犬捕獲に直接従事したとき。	806,400円	日額 800円
同上	動物愛護センターに勤務する職員	処分犬の処分作業に直接従事したとき。	800円	日額 400円
清掃等作業手当	東部環境工場又は扇田環境センターに勤務する職員	清掃作業又は汚泥若しくは汚水の運搬作業に直接従事したとき。	5,212,740円	日額 780円
同上	クリーンセンターに勤務する職員	ごみの収集運搬作業に直接従事したとき。	20,978,400円	日額 800円
同上	基盤整備課又は土木センターに勤務する職員	下水道、用排水路又は道路側溝のしゅんせつ作業に直接従事したとき。	494,700円	日額 600円

同上	熊本城総合事務所又は土木センター	公園、熊本城又は道路におけるごみの収集運搬作業に直接従事したとき。	294,420円	日額 280円
特殊清掃作業手当	東部環境工場に勤務する職員	ごみ焼却炉、ごみピット若しくは汚水槽の内部点検清掃作業又はクレーン上の点検作業に直接従事したとき。	95,125円	日額 250円
福祉業務手当	区役所保護課に勤務する職員	福祉関係法規に基づく調査指導に直接従事したとき。	8,578,250円	日額 500円
同上	保育園に勤務する職員又は保育幼稚園課に勤務する職員	保育業務に直接従事したとき。	6,645,525円	日額 150円
同上	児童相談所に勤務する職員	福祉関係法規に基づく相談、調査指導、判定又は保護に直接従事したとき。	8,142,500円	日額 1,000円
同上	障がい者福祉相談所に勤務する職員	福祉関係法規に基づく相談、調査指導、判定又は保護に直接従事したとき。	110,800円	日額 800円
同上	こころの健康センターに勤務する職員	福祉関係法規に基づく心理判定又は相談に直接従事したとき。	262,600円	日額 650円
市税等事務従事手当	納税課、税制課、市民税課（各税務室を含む。）、固定資産税課、国保年金課に勤務する職員	納税課、税制課、市民税課（各税務室を含む。）及び固定資産税課に勤務する職員が、市税の賦課、調査、徴収又は差押の事務等に直接従事したとき。 国保年金課に勤務する職員が、保険料の徴収事務に直接従事したとき。	11,113,500円	納税課又は国保年金課に勤務する職員 日額 290円 その他の職員 日額 230円
同上	徴税職員 国保年金課に勤務し、国民健康保険料、介護保険料又は後期高齢者医療保険料の滞納処分に従事する職員 市営住宅課、城南地域整備室及び植木地域整備室に勤務し、市営住宅使用料の滞納処分に従事する職員 保育幼稚園課に勤務し、保育料の滞納処分に従事する職員	滞納処分等のため外勤したとき。	183,335円	日額 370円

消防手当	消防職員（機関員を除く）	火災現場、災害現場若しくは救急現場に出勤したとき。	38,718,710円	1回につき 330円 (深夜においては410円)
同上	機関員	火災現場、災害現場又は救急現場に出勤したとき。	23,194,640円	1回につき 410円 (深夜においては510円)
同上	消防職員	救助工作車、はしご車、又は救助資機材により救助作業又は訓練作業に直接従事したとき。	21,684,960円	1当務につき330円
同上	消防職員	特殊危険物質（サリン（メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。）及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。）又はその疑いのある物質の処理作業に直接従事したとき。	0円	日額 2,600円
同上	消防職員	国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和62年法律第93号)第2条に規定する国際緊急援助活動に直接従事したとき。	0円	日額 4,000円
同上	消防職員	救急救命士が救急救命に関する業務に直接従事したとき。	11,300,400円	1当務につき800円 (日勤者にあつては勤務1日につき400円)
医療等業務従事手当	医療職員給料表の適用を受ける職員のうち、医療等業務に従事したもの。 動物愛護センター又は動植物園に勤務する獣医師のうち、医療等業務に従事したもの。	-	10,027,200円	日額 4,200円以内
教員特殊業務手当	教育職員給料表(1)又は教育職員給料表(2)の1級、2級又は特2級の職員	特定の業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶとき。	144,690,900円	日額 8,000円以内
教育業務連絡指導手当	市立幼稚園、市立小学校、市立中学校、市立高等学校又は市立特別支援学校の主幹教諭、教諭又は養護教諭のうち、教育委員会規則で定める教務主任その他の主任等でその職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する主幹教諭、教諭又は養護教諭	当該担当に係る業務に従事したとき。	34,642,600円	日額 200円
多学年学級担当手当	2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する主幹教諭、教諭、助教諭又は講師であつて、人事委員会が定めるもの	当該学級における授業又は指導に従事したとき。	230,550円	3の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導に従事 日額 350円 2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導に従事 日額 290円
入学者選抜業務手当	市立高等学校、市立特別支援学校及び市立総合ビジネス専門学校の職員で教育職員給料表(1)の適用を受けるもの	入学者の選抜に係る学力検査の問題の作成若しくは採点又は調査書その他必要な書類による判定資料の作成を行ったとき。	737,700円	1時間につき300円

死体処理手当	職員	著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの（東日本大震災を除く。）に対処するため死体の取扱いに関する作業で人事委員会が定めるもの に従事したとき。	0円	作業に従事した日1日につき1,000円（人事委員会が定める場合にあつては、2,000円）を超えない範囲内において人事委員会が定める額 （心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業 に従事した場合は、4,000円を超えない額）
特例特別作業手当	職員	特定大規模災害に対処するため屋外での災害応急作業、巡回監視又は災害状況調査等に引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上直接従事したとき。	0円	作業に従事した日1日につき1,000円を超えない額（夜間においては、1,500円を超えない額）
災害応急作業手当	職員	原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があつた場合において、同法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるものの敷地内において行う作業のうち原子炉建屋（人事委員会が定めるものに限る。）内において行うものに従事したとき。	0円	作業に従事した日1日につき40,000円を超えない額
同上	職員	前号に規定する場合において、特定原子力事業所の敷地内において行う作業のうち前号に掲げるものの以外のものに従事したとき。	0円	作業に従事した日1日につき20,000円を超えない額
同上	職員	第1号に規定する場合において、特定原子力事業所に係る原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業（前2号に掲げるものを除く。）に従事したとき。	0円	作業に従事した日1日につき10,000円を超えない額（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、20,000円を超えない額）

(17) 時間外勤務手当

支 給 実 績 （ R6 年 度 決 算 ）	1,901,170 千円
職 員 1 人 当 た り 平 均 支 給 年 額 （ R6 年 度 決 算 ）	364 千円
支 給 実 績 （ R5 年 度 決 算 ）	1,987,549 千円
職 員 1 人 当 た り 平 均 支 給 年 額 （ R5 年 度 決 算 ）	380 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(18) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R6年度決算)
扶養手当	○配偶者 6,500円 (7級職員 3,500円、8級職員支給なし) ○子 10,000円 ○父母等 6,500円 (7級職員 3,500円、8級職員支給なし) ○加算措置 16歳から22歳までの間にある子 1人につき5,000円加算	同	—	898,926 千円	250,992 円
住居手当	○借家の場合 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	異	家賃の額に応じて28,000円を限度に支給	695,939 千円	311,173 円
通勤手当	○電車・バスなどを利用する場合 運賃に応じて55,000円を限度に支給 ○自動車などを利用する場合 使用距離に応じて3,300円～23,000円を支給	異	自動車などを利用する場合の、使用距離区分	687,270 千円	84,335 円
管理職手当	給料表の別及び職員の職に応じて51,700円～113,600円を支給	異	役職により俸給月額の25/100以内を支給(国の制度)	610,969 千円	785,475 円
休日勤務手当	○休日等に勤務した場合 勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で支給	同	—	373,234 千円	440,958 円
初任給調整手当	欠員の補充が困難である職で、新たに採用された医療職員は、採用の日から35年以内の期間、月額308,600円以内を支給	同	—	29,822 千円	2,982,210 円
単身赴任手当	勤務公署を異にする異動に伴い住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員	同	—	12,463 千円	844,982 円
特地勤務手当	○芳野分室及び金峰山少年自然の家に勤務する職員 給料月額100分の1を支給	異	俸給及び扶養手当の月額の合計額の25/100以内を支給(国の制度)	144 千円	47,955 円
宿日直手当	○一般の宿日直 6,700円 ○医師の宿日直 21,000円	異	一般 4,400円	2,834 千円	272,074 円
管理職員特別勤務手当	職務により10,000円以下	異	○職務により12,000円以下	6,874 千円	95,249 円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する場合、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給	同	—	44,262 千円	68,429 円
義務教育等教員特別手当	○教育職員給料表(1)又は教育職員給料表(2)の適用を受ける職員 月額8,000円以内を支給	同	—	232,085 千円	63,378 円

(19) 特別職の報酬等の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

給 料	区 分	給 料	月 額	等	
				(参考) 類似団体における最高／最低額	
給 料	市 長	1,193,000 円		1,599,000 円／	500,000 円
	()	()			
	副 市 長	949,000 円		1,285,000 円／	841,000 円
報 酬	議 長	822,000 円		1,179,000 円／	779,000 円
	()	()			
	副 議 長	748,000 円		1,061,000 円／	707,000 円
	()	()			
期 末 手 当	議 員	678,000 円		953,000 円／	648,000 円
	()	()			
	市 長	(R6年度支給割合)			
	副 市 長	3.45	月分		
退 職 手 当	議 長	(R6年度支給割合)			
	副 議 長	3.45	月分		
	議 員				
	()				
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 市 長	1,193,000円×在職月数×0.51	2,920 万円	任期ごと	
	備 考	949,000円×在職月数×0.24	1,093 万円	任期ごと	

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（R 6 . 4 . 1 現在）

(1) 勤務時間等の状況(通常勤務職場)

勤務時間	休憩時間	週休日
8:30～17:15	12:00～13:00	土曜日・日曜日

(2) 休暇の設置状況

事由		期間
年次有給休暇		20日以内
病気休暇		90日以内
特別休暇 (主なもの)	結婚休暇	5日以内
	妊娠中の通勤緩和	1日に1時間を超えない範囲内で必要と認める時間
	妊娠障害休暇	14日以内
	産前休暇・産後休暇	出産予定日以前8週間目(多胎妊娠の場合は14週間目)に当たる日から出産の日まで
		出産の日の翌日から8週間
	育児時間	子が3歳になるまで、1日につき2回・計90分以内
	配偶者分娩休暇	配偶者が出産予定2週間前から出産後2週の間、3日以内
	男性の育児休暇	配偶者が出産予定8週間前から出産後1年の間、当該出産に係る子または小学校就学の始期に達する子を養育する場合、5日以内
	子の看護休暇	子が中学校に就学するまで、一年度中5日以内(対象となる子が複数いる場合は10日以内)
	忌引休暇	続柄に応じて1日から7日
	夏期休暇	5日以内
	永年勤続表彰休暇	30年－4日以内 20年－2日以内

5 職員の休業に関する状況（R 6 年度実績）

休業等の取得状況

休業等区分	取得者数		
	男性	女性	計
育児休業	132	181	313
育児部分休業	5	70	75
育児短時間勤務	1	11	12
自己啓発等休業	0	0	0
配偶者同行休業	0	0	0

※休業等については、令和6年度で新たに休業等を取得した者の数を計上しています。

6 職員の分限及び懲戒処分の状況（R 6 年度実績）

(1) 懲戒処分の状況

	戒告	減給	停職	免職	計
人 数	7	3	6	5	21

※懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対して、その責任を追及して行う不利益処分です。

(2) 分限処分の状況

	降任	免職	休職	降給	計
人 数	1	0	114	0	115

※分限処分とは一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。

※休職については、令和 6 年度中に休職となっている者の数を計上しています。

7 職員の服務の状況

職員の服務規律の遵守を徹底するために次の取組を実施しています。

- ・ 厳正な服務規律の遵守に関する依命通達
- ・ 公務員倫理研修
- ・ 営利企業等の従事許可

8 職員の退職管理の状況

職員の退職管理の適正を確保するために次の措置を講じています。

- ・ 再就職者による依頼等の規制
- ・ 再就職情報の届出及び公表
- ・ 再就職あっせんの制限

9 職員の研修の状況

(1) 市長事務部局

研修区分		延べ人員 令和6年度
1 特別研修		658人
	公務員倫理研修	658人
2 基本研修		4,994人
	新規採用職員研修	287人
	新規採用職員フォロー研修	228人
	新規採用職員定期研修／若手職員向けテーマ別研修	1,917人
	若手職員向けスキルアップ研修（eラーニング）	834人
	採用4年目職員研修	162人
	採用8年目職員研修	119人
	新任作業長・主任研修	14人
	主査級昇任者研修	121人
	主幹級昇任者研修	117人
	課長級試験合格者研修	58人
	課長級昇任者研修	68人
	判断力強化研修	192人
	課長級3年目職員研修	61人
	人材マネジメント力強化研修	63人
	ライフ&キャリアデザイン研修（30歳職員）	92人
	ライフ&キャリアデザイン研修（40歳職員）	94人
	ライフ&キャリアデザイン研修（50歳職員）	92人
	ベテラン職員キャリア研修	297人
	1次評価者人事評価研修(人事課主催)	136人
	2次評価者人事評価研修(人事課主催)	42人
3 選択研修		1,209人
	接遇マナー&応対力向上研修	73人
	ご機嫌なチームの作り方	255人
	公務員の服装・着こなし研修	106人
	女性職員エンパワーメント研修	131人
	スキルアップ研修（eラーニング）	644人
5 派遣研修		176人
	事例調査派遣研修（国内）	2人
	自治大学校	3人
	早稲田大学マニフェスト研究所人材マネジメント部会	3人
	肥後銀行『幹部養成教養教育』	1人
	市町村アカデミー	人
	熊本県市町村職員研修協議会	167人
6 職場研修		21,922人
	職場指導員研修	199人
	障がいのある職員対応研修	73人
	すまいる向上キャンペーン	10,700人
	職員倫理意識向上の職場研修	10,700人
	職場派遣研修	17人
	接遇リーダー養成講座	18人
	先輩職員とつながる場	87人
	職員寺子屋研修	128人
7 自主研修		61人
		61人
	資格取得・自己啓発支援	自主学習グループ活動支援 18人 資格取得支援 21人 大学公開講座受講支援 3人 eラーニング（自治大学校） 19人
合計（延べ人数）		29,020人

(2) 上下水道局

研修名	受講者数
新規採用職員及び新規転入者研修	11人
施設見学研修	18人
災害対応研修	55人
熊本市上下水道管路情報システム操作研修	40人
新規採用及び新規転入者のためのダクトイル鉄管配管実技研修	13人
工事成績採点に関する研修会	135人
法務研修	10人
上下水道局契約事務研修	69人
派遣研修及び業務報告会	26人
上下水道一体での災害対応について	15人
漏水調査に関する技術研修会	13人
下水道管路維持管理に関する技術研修会	10人
技術セミナー「水道用鋼管の基礎知識」	7人
技術セミナー「ダクトイル鉄管の基礎知識」	5人
技術セミナー「配水用ポリエチレン管の基礎知識」	5人
ダクトイル鉄管の設計施工に関する技術研修会	14人
内部講師(下水道管渠)候補生育成研修	2人
配水用ポリエチレン管に関する技術研修会(中級編)	13人
技術研修会「熊本の地下水及び井戸(掘削及び維持管理)〔基礎編〕」	13人
内部講師(上水道施設)候補生育成研修	3人
コンクリート施設の防食技術研修会	17人
熊本市の水道水質と検査に関する技術研修会	25人
下水道局BCP訓練	31人
労務管理研修	189人
上下水道事業経営戦略研修	219人
上下水道財政研修	165人
安全衛生講習 メンタルヘルス研修	26人
上下水道局パワーハラスメント防止研修	221人
ベテラン職員から学ぶ「かたりべ」研修	70人
安全衛生講習(土木技術者編)	20人
安全衛生講習 熱中症対策勉強会	26人
安全衛生講習 第二種酸素欠乏講習会	14人
安全衛生講習(電気・機械技術者編)	21人
安全衛生講習 墜落制止用器具	18人
水道用バルブに関する技術講習会	10人
上下水道分野の官民連携とウォーターPPPについて	9人
上下水道局契約・会計事務研修	50人
下水道人材育成研修	34人
上水道防災訓練	42人
計	1684人

(3) 病院局

研修名	受講者数
接遇研修	16人
感染対策研修	3276人
医療安全研修	1132人
栄養管理研修	53人
症例検討	23人
BLS研修	50人
看護必要度研修	445人
ICLS研修	18人
臨床検査業務研修	25人
出張報告研修	12人
視能訓練業務研修	147人
放射線業務研修	139人
リハビリ業務研修	16人
職員倫理意識向上の職場研修	66人
臨床工学業務研修	3人
人権教育研修	38人
スマイル向上キャンペーン	32人
学会等派遣	100人
計	5591人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

令和 6 年度（2024 年度）職員厚生会事業（実績）

団体の名称	熊本市職員厚生会
会員数	10,791名
公費負担額	64,374,061円
会員負担・その他収入額	214,935,610円
事業主：職員の負担割合	1.5／1,000：4.0／1,000

（事業の概要）

事業名	主な概要
給付事業	結婚、出産祝金等（10種類）
貸付事業	厚生貸付金、災害貸付金
厚生事業	人間ドック補助、ウォーキングキャンペーン等
カフェプラン事業	資格取得利用、書籍購入利用等
収益事業	グループ保険・全国市長会任意共済保険・全国都市職員災害共済会事務、各生命保険・損害保険の団体取扱事務、公務員賠償責任保険事務等

人事委員会の業務の状況

人事委員会は、地方公務員法第7条に基づき設置される人事行政に関する、専門的・中立的な第三者機関です。その権限および主な業務は、次のとおりです。

1 権限

(1) 主な行政的権限

- ① 人事行政に関する調査、研究等
- ② 給与等に関する議会及び長への報告及び勧告
- ③ 競争試験又は選考の実施
- ④ 労働基準監督機関としての職権行使
- ⑤ 職員の苦情の処理

(2) 準立法的権限

人事委員会規則等の制定改廃

(3) 準司法的権限

- ① 勤務条件に関する措置要求の審査
- ② 不利益処分についての審査請求の審査

2 業務の状況

(1) 令和6年(2024年)職員の給与等に関する報告及び勧告の状況

人事委員会は、令和6年(2024年)10月7日に、市議会及び市長に対して給与等に関する報告及び勧告を行いました。その概要は、次のとおりです。

〈報告の内容〉

① 給与の改定について

- 月例給について、職員給与が民間給与を9,836円(2.78%)下回った。本市の実情及び人事院勧告の内容を勘案して給料表等の改定を行うことにより較差の解消を行うことが必要
- 特別給(期末手当及び勤勉手当)について、職員の年間支給月数が市内民間事業所の特別給の年間支給割合を0.1月分下回った。人事院勧告における特別給の改定状況等を考慮して、本年12月期の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.05月分引き上げることが必要

② 人事管理について

○ 職員の任用について

・人材の確保について

全庁をあげて採用広報活動に取り組むべく、令和5年度に創設したリクルーター制度を活用し、各部署から選出されたリクルーターと共に、更なる採用広報活動の推進を図る。

また、令和7年4月採用予定の大学卒業程度の採用試験において「早期枠」を新設し、教養試験や専門試験に替えて、テストセンター方式で基礎能力試験を実施するなど、より受験しやすい環境を整備した。

今後も有為な人材を確保していくため、広報活動を推進するとともに、採用試験制度について、引き続き調査・研究を行う。

なお、獣医師については、近年、受験者数が採用予定者数に達していない状況が続いており、他自治体との均衡を考慮したうえで、初任給調整手当の支給について検討する必要がある。

いずれの職種においても、職員が、働きやすい環境においてその能力を発揮して仕事に取り組めるよう、職場環境を整備することが必要

○ 勤務環境の整備について

・時間外勤務の縮減について

労働基準監督機関として、引き続き時間外勤務の実態把握に努めるとともに、長時間労働の是正に向けて、各所属における時間外勤務の縮減への意識付け等に取り組む。

・男性職員の育児に伴う休暇等の取得、年次有給休暇の年間平均取得日数は熊本市特定事業主行動計画における目標値を上回っている。また、女性管理職の割合(一般行政職及び全職員)も同計画における目標値に達している。今後も、全ての職員にとって働きやすい勤務環境の整備に取り組むことが必要

・メンタルヘルス(心の健康)対策について

「第三期 熊本市職員の心の健康づくり計画」に基づき、働くことを楽しいと感じる職員の割合の増加を目標に、今年度は監督職に対する支援体制を整備し、その内容の周知を行っていくこととされている。同計画に基づく心の健康の保持・増進に継続的に取り組むことを要請

・ハラスメント防止対策について

ハラスメントに関する相談は依然として見受けられる。近年は、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)についても関心が高まっており、本市においても、国の法令改正等を注視するとともに、対策に取り組んでいくことが必要

③ コンプライアンスの推進及び公務員倫理の確保について

職員の不祥事は、一部の者による職務外の行為であっても、市民の信頼を損ない、他の職員にも多大な影響を及ぼす。職務上はもとより職務外においても、公務員としての倫理観、法令順守の意識の醸成に引き続き取り組むよう要請

〈勧告の内容〉

① 給料表等

現行の行政職員給料表等について、本市の実情及び人事院勧告の内容等を勘案し、民間給与との較差を解消するよう改定すること。

行政職員給料表以外の給料表(教育職員給料表(1)及び教育職員給料表(2)を除く。)等については、行政職員及び対応する国家公務員との均衡を考慮して改定すること。

教育職員給料表(1)、教育職員給料表(2)等については、行政職員との均衡を考慮して改定すること。ただし、これまでの教育職員の給与改定に係る経緯等を踏まえ、熊本県における改定状況も考慮すること。

② 期末手当及び勤勉手当

報告の内容及び国の特別給の改定状況等を考慮して改定すること。

③ 改定の実施時期

この改定は、令和6年(2024年)4月1日から実施すること。ただし、期末手当及び勤勉手当について、令和6年(2024年)12月期の支給に関する改定は令和6年(2024年)12月1日から、令和7年(2025年)6月期以降の支給に関する改定は令和7年(2025年)4月1日から実施すること。

(2) 採用の状況

①採用試験

試験区分	職種	申込者数	第一次 受験者数 A	第一次 試験 合格者数	第二次 試験 受験者数	最終 合格者数 B	倍率 A/B
大学卒業程度等	事務職	人	人	人	人	人	倍
	事務職(情報)	438	277	126	117	63	4.4
	学校事務職	8	5	5	5	3	1.7
	社会福祉職	27	17	9	9	5	3.4
	心理相談員	26	18	10	10	8	2.3
	技術職	15	11	8	7	4	2.8
		土木	20	9	6	5	1.8
		建築	7	5	5	3	1.7
		機械	10	7	3	2	7.0
		電気	2	1	1	1	1.0
		化学	13	7	4	4	1.8
		農業	14	8	8	7	2.0
		造園	3	2	1	1	2.0
免許資格職 (大学卒業程度等)	保健師	35	24	19	18	10	2.4
高等学校卒業程度	事務職	173	133	67	53	31	4.3
	学校事務職	17	8	7	5	3	2.7
	技術職	土木	28	25	18	13	2.3
		建築	6	4	4	3	2.0
		機械	10	8	3	2	8.0
		電気	18	15	6	5	7.5
		造園	2	2	2	1	2.0
消防職	上級消防職	102	73	22	22	11	6.6
	初級消防職	165	131	24	19	12	10.9
	初級消防職 (救急救命士)	27	20	7	7	2	10.0
合 計		1,166	810	365	321	188	4.3

採用試験(追加募集)

試験区分	職種		申込者数	第一次 受験者数 A	第一次 試験 合格者数	第二次 試験 受験者数	最終 合格者数 B	倍率 A／B
大学卒業程度	心 理 相 談 員		8	7	7	4	2	3.5
	技 術 職	土 木	6	4	4	3	3	1.3
		電 気	1	0	0	0	0	-
		化 学	14	11	5	4	1	11.0
合 計			29	22	16	11	6	3.7

②採用選考試験

試験区分	職種	申込者数	第一次 受験者数 A	第一次 試験 合格者数	第二次 試験 受験者数	最終 合格者数 B	倍率 A／B	
上級職	文化財専門職	人	人	人	人	人	倍	
		12	12	9	8	3	4.0	
免許資格職 (大学卒業程度)	獣医師	1	1	1	1	1	1.0	
	薬剤師	4	3	3	3	3	1.0	
	管理栄養士	53	29	7	7	2	14.5	
	助産師	5	5	5	4	2	2.5	
	学芸員(考古学)	6	3	3	3	1	3.0	
免許資格職 (中級職)	看護師	26	23	15	13	6	3.8	
	理学療法士	16	12	5	5	1	12.0	
	言語聴覚士	5	5	5	5	1	5.0	
	保育士	45	41	34	32	17	2.4	
	臨床検査技師	27	15	5	2	1	15.0	
	給食栄養士	29	18	11	9	4	4.5	
社会人経験者等 対象	事務職	270	227	38	36	18	12.6	
	事務職(情報)	1	1	1	1	1	1.0	
	事務職(法務)	5	4	4	3	1	4.0	
	技術職	土木A	4	4	4	4	4	1.0
		土木B (10月採用)	2	2	1	1	0	—
		建築	5	5	4	3	1	5.0
		機械	5	4	4	4	2	2.0
		電気	5	4	3	3	2	2.0
	動物専門職	10	9	7	6	2	4.5	
	免許資格職 (社会人経験者 対象)	管理栄養士	10	7	5	5	1	7.0
理学療法士		18	16	6	6	1	16.0	
歯科衛生士		15	12	5	5	1	12.0	
言語聴覚士		8	7	5	5	1	7.0	
障がい者 対象	事務職	39	33	27	27	10	3.3	
	学校事務職 (内数 併願者)	27	22	6	6	1	—	
		25	21	5	5	0		
就職氷河期世代 対象	事務職	254	210	16	11	5	42.0	
合 計		907	734	239	218	93	7.9	

採用試験(追加募集)

試験区分	職種	申込者数	第一次 受験者数 A	第一次 試験 合格者数	第二次 試験 受験者数	最終 合格者数 B	倍率 A/B
免許資格職 (大学卒業程度)	獣医師	0	0	0	0	0	-
	薬剤師	0	0	0	0	0	-
合 計		0	0	0	0	0	-

③採用選考(承認)

任命権者		市長	病院事業 管理者	交通事業 管理者	計
区分	職				
一般職 (医師を除く。)	局長級	人	人	人	人
	部長級	2			2
	課長級	1			1
	主幹級	2			2
	主査級				
	主任主事・主任技師	1	1	3	5
	主事・技師	4	1		5
その他の職	医師 歯科 医師	副院長			
		部長級			
		科部長	1		1
		課長級			
		医長	3		3
		主幹級			
		主査級			
		医員	10		10
		医員補			
	嘱託員				
	特別顧問				
	薬剤師				
	作業療法士				
	言語聴覚士				
	臨床検査技師				
看護師		74		74	
任期付職員	局長級				
	部長級	2			2
	課長級				
	主幹級				
	主任主事・主任技師				
	主事・技師				
計		12	90	3	105

※市長には、議会事務局及び各行政委員会を含む。

(3) 昇任の状況

①課長級・主査級

試験区分	申込者数	第一次 受験者数 A	第一次 試験 合格者数	第二次 試験 受験者数	最 終 合格者数 B	倍率 A/B
課 長 級	人 177	人 169	人 83	人 82	人 55	倍 3.1
主査級 (34歳～41歳)	249	230	113	112	75	3.1
主査級 (42歳以上)	38	35	35	35	35	1.0
計	464	434	231	229	165	2.6

②消防吏員昇任試験

試験区分	申込者数	第一次 受験者数 A	第一次 試験 合格者数	第二次 試験 受験者数	最終 合格者数 B	倍率 A/B
消 防 司 令	人 42	人 42	人 21	人 21	人 14	倍 3.0
消防司令補	87	85	26	26	17	5.0
消防士長	53	53	29	29	19	2.8
計	182	180	76	76	50	3.6

③昇任選考(承認)

任命権者 職	市長	教育委員会	交通事業管理者	上下水道事業管理者	消防長	病院事業管理者	計
局長職	人 7	人 1	人	人	人 1	人	人 9
部長職	43	2		2	5	2	54
課長職	2					4	6
主幹職	102	4		5	13	5	129
主査職	16	5	1			2	24
小計	170	12	1	7	19	13	222
消防司監							
消防正監					3		3
消防監					8		8
消防司令長					9		9
消防司令							
消防司令補							
消防士長							
小計	-	-	-	-	20	-	20
計	170	12	1	7	39	13	242

※ 市長には、議会事務局及び各行政委員会を含む。

(4) 転任の状況

①職種変更試験

区分	申込者数	第一次 受験者数 A	第一次 試験 合格者数	第二次 試験 受験者数	最終 合格者数 B	合格率 B/A
事務職	人 0	人 -	人 -	人 -	人 -	% -
技術職(土木)	0	-	-	-	-	-
消防職	0	-	-	-	-	-
計	0	0	0	0	0	-

②転任(承認)

転任前の職種	転任後の職種	人数
教諭	指導主事	人 11
学校事務職	事務職	2
運輸職	事務職	0
計		13

(5) 勤務条件に関する措置要求の状況

件数:なし

(6) 不利益処分に関する審査請求の状況

件数:3件